

特定非営利活動（NPO）法人
日本ポーテージ協会支部に関する規約

- 第1条 特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会（以下本協会という）定款第3条の目的を遂行するために、執行会員または正会員（以下会員という）5名以上もしくは団体会員として登録されている施設等の申請を受けて会長の承認により、本協会支部（以下支部という）を結成することができる。但し、支部に承認を与えた後、最初に到来する理事会において事後承認を得なければならない。
- 第2条 各支部は支部運営等に関する規約を制定し、毎年年度初めに支部長等役員の氏名、および会員名簿等を本協会に報告すること。但し、当該規約、支部長等の変更があった場合は速やかに本協会に連絡すること。
- 第3条 各支部長は4月1日から翌年3月31日をもって終了する年度ごとの年間行事計画および事業報告を本協会に提出する。
- 第4条 各支部の会員は、同時に本協会の会員もしくは団体会員であることが原則であり、所定の会費を本協会に納入する。
- 第5条 各支部は「新版ポーテージ早期教育プログラム」による相談活動、およびプログラムの普及のため講演会、研修セミナー、研究会等の活動を行い、本協会はこれを援助する。
- 第6条 各支部は、本協会と契約した相談員により指導を行った場合には、1相談ごとに300円が本協会から支給される。但し、公的機関等が無料で相談活動を行っている場合にはこの限りではない。尚、相談事業については本協会の内規に従う。
- 第7条 本協会と各支部、および支部相互の連絡を密にするために、支部代表者会議を年1回以上開催する。
- 第8条 各支部が、本協会の定款第3条、第4条および第5条に反する活動を行った場合には、理事会の協議により、支部の承認を取り消すことがある。
- 第9条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて理事会の協議により決定する。
- 第10条 各支部が、第1条の要件に欠ける事態に至った場合は、当該支部は速やかに休止又は解散を会長に申し出る。会長は、理事会にてこれを報告する。
- 第11条 休止後、意思の表示がなく、3年を経過した支部については、解散とする。

この規約は、平成3年9月1日から施行する。

平成12年6月10日改定
平成21年4月11日改定
平成25年8月1日改定
平成26年6月14日改定